

NEWS LETTER vol. 7 <2007年10月号>

■【トピックス】 政局 混迷！



9月の初めに、自ら招集した臨時国会が始まった直後の安倍前総理の辞任発表、その後の自民党総裁選挙による福田氏の選出と、1ヵ月近く国会が空転しました。

年金問題やテロ特措法など懸案が山積しているというのに。

それにしても国民不在で物事が決まっています。そろそろ民意を問う意味でも総選挙を実施してはどうでしょうか。何といても日本は民主主義国家なのですから。

■【ビジネス・アイ】 新・信託法（その1）

花野 「社長、9月30日から新しい信託法が施行されたのですが、ご存知でしたか」

社長 「いや、初耳だよ。その新しい信託法が何かうちに関係あるの？」

花野 「実は、御社の事業承継にも使えそうなのです。それで今分かっている概略だけでもお知らせしておこうと思ひまして」

社長 「でも信託というと、投資信託とかだよ。あまり事業承継とは結びつかないけど」

花野 「そうですね。これまでの信託は、金融商品関係のものばかりでしたから、そう思われるのも無理ありません。しかし、本当の信託はもっと幅広く使えるものです」

社長 「それじゃ具体的には、どう使えるの？」

花野 「これまでですと、遺言書で、財産を残す人を1世代しか指定できませんでしたが、信託では財産を受け継いだ人のその次の世代も指定することができます」

社長 「長男の次は、次男の息子にして、その次は、長男の孫というもできるということ？」

花野 「その通りです。これを後継ぎ遺贈型受益者連続型信託といいます」

社長 「それなら私の意志が永続的に続くということだね」

花野 「一応、信託の有効期間が30年となっています。それでもケースによりますが、100年ぐらいは社長のお考えで承継される場合もあります」

■【今月のキーワード】 信託

そもそも信託は、イギリスで生まれました。十字軍に従軍する騎士が残された家族のために、財産を友人に託したことに始まります。

信託の基本はこのときから変わっていません。まず財産を委託する騎士（委託者）、その財産を託される友人（受託者）、その財産からのあがりを受け取る騎士の家族（受益者）です。

受託者は、委託者の意図どおりに受益者へ利益を渡します。ただし、財産の名義は、受託者の名前になります。

■【今月の1冊】

『できる人の教え方』

安河内 哲也 著 中経出版 ¥1,300

著者は、東進ハイスクールで講師を20年以上続けている人気講師です。この本には、著者のこれまでのノウハウのエッセンスが詰め込まれています。

私自身、会計大学院で教鞭をとる身なので、とても参考になることばかりでした。

教えるということは、必ずしも教室の中だけではありません。職場でも仕事の半分は、教えることです。その意味では、部下を持つ上司の人にも参考になる本です。

教える人にお勧めです！



■【編集後記】

9月の臨時国会は、ほとんど開店休業中でしたが、運営コストが掛かります。聞くところによると1日当たり3億円ぐらい掛かるそうです。

すべて税金です。国会議員にもコスト意識を持ってもらいたいものですね。

『NEWS LETTER』vol. 7（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2007.10.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦丸エビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>